

## 滋賀県観光事業審議会開催のお知らせ

滋賀県附属機関設置条例に基づき、観光事業に関する重要事項について審議するため、下記のとおり滋賀県観光事業審議会を開催します。

傍聴を希望される方は、下記の手続にしたがって傍聴をすることができます。

- 日 時 令和2年7月20日（月）10：00～11：30
- 場 所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室  
（滋賀県大津市京町四丁目1番1号）
- 議 題（予定）
  1. 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」を踏まえた観光振興について
  2. 『「健康しが」ツーリズムビジョン2022』について
  3. その他
- 傍聴者の定員 5名  
（傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となります）
- 傍聴の手続き 傍聴を希望される方は、あらかじめ以下の条件を御了解のうえ、審議会の開始時刻までに直接会場へお越してください。  
受付開始は当日、午前9時40分からです。  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の項目を厳守のうえ、御参加ください。  
（ア）当日に発熱がないこと。  
（イ）当日に咳症状がないこと。  
（ウ）濃厚接触者の経過観察期間に該当しないこと。  
（エ）手洗いおよび咳エチケット（マスクの着用等）を遵守すること。  
（オ）入室者名簿（氏名、住所、電話番号等）を記載すること。
- 議事録の公開 会議開催後、速やかに議事録概要を県庁県民情報室に備え付け、あわせて県のホームページにも掲載することにより、公開する予定です。
- 問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部観光振興局観光企画室  
電話 077-528-3740  
FAX 077-528-4877